エコプロダクツ製品化支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　エコプロダクツ製品化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義等）

第２条　この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項各号に規定する中小企業者のうち、岡山県内（以下「県内」という。）において事業を行う者をいう。

２　この要綱において「中小企業者の団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第３条第１項各号に規定する中小企業団体のうち、県内において事業を行う者で､次の各号のいずれかに該当し､その構成員の２分の１以上が中小企業者である者をいう。

一　事業協同組合

二　事業協同小組合

三　企業組合

四　協業組合

五　商工組合

３　この要綱において「エコ製品」とは、岡山県循環型社会形成推進条例(平成 13 年条例第 77 号。以下「条例」という。)第 27 条第１項に規定する製品をいう。

４　この要綱において「循環資源」とは、条例第２条第３項に規定するものをいう。

５　この要綱において「指定循環資源」とは、条例第 20 条第１項の規定により、知事が指定するものをいう。

（交付の目的）

第３条　この補助金は、岡山県産業廃棄物処理税条例（平成１４年岡山県条例第４７号）第１条に規定する産業廃棄物処理税を財源として、中小企業者又は中小企業者の団体（以下「補助事業者」という。）が、エコ製品への認定を目指すなど、循環資源を原料とした競争力ある新製品開発のための事業化可能性調査・検証事業及び実用化研究事業並びに循環資源を原料とした製品（補助事業者が自ら開発・製造したものに限る。）の市場競争力の向上のための改良研究事業を行う場合に必要な経費の一部を補助することにより、地域経済を支える中小企業者等の競争力を高めることで県内の地域産業を活性化するとともに、循環型社会の形成促進を図ることを目的とする。

（交付対象事業の内容等）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助率、補助限度額及び事業期間は別表１、補助対象経費は別表２のとおりとし、知事が必要かつ適当と認めたものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

（交付の申請）

第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第１号）を別に定める日までに知事へ提出しなければならない。

（交付の決定）

第６条　知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該補助金の申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定後に補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受領した日から起算して 20 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第８条　補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

２　知事は前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

（軽微な変更）

第９条　前条第１項ただし書の「軽微な変更」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　補助対象経費の各経費区分間の配分をいずれか低い額の 20％以内（当該経費区分の 20％に相当する額が 20 万円以下の場合は 20 万円以内）で変更する場合

二　補助の目的及び補助事業の実施に影響を及ぼさない範囲の原材料の数量、機械等の仕様の変更、その他補助事業の細部を変更する場合

（補助事業の中止又は廃止）

第 10 条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第 11 条　補助事業者は、補助事業実施年度の９月 30 日現在における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第５号）を当該年度の 10 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第 12 条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書（様式第６号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 13 条　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第 10 条の規定による中止（廃止）の承認を受けたときは、その日から起算して 15 日を経過した日又は補助金交付決定年度の３月 15 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 14 条　知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年利 10.95％の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

（補助金の概算払及び精算払の請求等）

第 15 条　補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金概算払（精算払）請求書（様式第８号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第 16 条　知事は、第 10 条の規定による補助事業の中止（廃止）の申請があった場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年利 10.95％の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

（財産の処分及び管理）

第 17 条　補助事業者は､補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し（以下「処分」という。）ようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第９号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし､当該取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満のものはこの限りでない。

２　知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより、当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

３　補助事業者は、補助事業が完了した後も、取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第 18 条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作、著作物の創作等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間内に出願し、登録し若しくは取得し又はそれらを譲渡

し、若しくは実施権を設定（以下「取得等」という。）したときは、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等取得届出書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

（実施結果の事業化等）

第 19 条　補助事業者は、補助事業の実施結果の事業化に努めるものとする。

２　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間、毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業に係る過去１年間の事業化状況及び補助事業に基づく産業財産権等を取得等した場合にはその状況について、事業化状況等報告書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

（成果の発表及び普及）

第 20 条　補助事業者は、知事が補助事業の成果の発表及び普及を図るときは、これに協力するよう努めなければならない。

２　補助事業者は、補助事業の成果等を外部に発表するときは、本事業の財源が岡山県産業廃棄物処理税である旨の周知を図ることとする。

（証拠書類の保存）

第 21 条　補助事業者は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（立入検査等）

第 22 条　知事は、補助事業の適正を期するために必要があると認めたときは、補助事業者の事務所等に立ち入り、関係書類、帳簿、その他の物件等を検査することができる。

（雑則）

第 23 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　　則

この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

※この事業は、「岡山県産業廃棄物処理税」を活用して行っております。

別表１

補助事業者	区分	事業内容	補助率	補助限度額	事業期間
中小企業者又は中小企業組合	事業化可能性調査・検証	エコ製品への認定を目指すなど、循環資源を原料とした競争力ある新製品の開発に係る事業化可能性調査・検証	補助対象経費の1/2以内 ※ただし、指定循環資源を原料とする場合は2/3以内	1,000千円	交付決定日から、交付決定日が属する会計年度の2月末まで
	実用化研究	エコ製品への認定を目指すなど、循環資源を原料とした競争力ある新製品の開発に係る実用化研究		3,000千円	
	改良研究	自社で開発･製造した循環資源を原料とする製品の市場競争力の向上のための改良研究事業		1,000千円	

注１）改良研究事業における製品には、本補助事業の成果としての試作品又は企業独自の製品開発の成果品としての試作品を含むものとする。

注２）同一テーマ・内容で本補助金申請の同一区分に申請できるのは 1 回とする。ただし、本補助金申請で不採択となった場合を除くものとする。

別表２（補助対象経費）

＜事業化可能性調査・検証事業＞

経費区分		内　　容
労務経費【全補助対象経費の 1/3 未満】	人件費	・当該事業に直接従事した者の直接作業時間に対して支払われる経費 ※対象経費は、従事者の時間給に直接作業時間数を乗じた額とし、時間給額は各所属機関の雇用規定に定める額とする。
	旅　費	・当該事業を行うために直接必要な旅費（国内を原則とする） ※タクシー代、グリーン料金、航空運賃等のファーストクラス料金等は含まない。
市場動向等調査費		・当該事業に係る産業財産権等に関する先行技術調査に要する経費 ・開発に係る市場動向（マーケティング）調査費用 ※例：シンクタンク会社等への調査委託費用等
試験分析費		・試験又は分析に要する経費 ※例：①開発品の品質等に係る評価試験費（強度評価試験、消臭効果評価試験等） ②開発品の、エコ製品認定基準への適合性検査に係る分析・試験費用（ＪＩＳ規格への適合性検査試験費用等）

＜実用化研究事業＞＜改良研究事業＞

経費区分		内　　容
労務経費【全補助対象経費の 1/3 未満】	人件費	・当該事業に直接従事した者の直接作業時間に対して支払われる経費 ※対象経費は、従事者の時間給に直接作業時間数を乗じた額とし、時間給額は各所属機関の雇用規定に定める額とする。
	旅　費	・当該事業を行うために直接必要な旅費（国内を原則とする） ※タクシー代、グリーン料金、航空運賃等のファーストクラス料金等は含まない。
原材料費		・主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置費		・機械装置又は分析等機械装置（取得価格 50 万円以上も含む。）の借上げに要する経費 ・機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費 ※「分析等機械装置」とは、測定、分析、解析、評価等を行う機械装置をいい、取得価格が 50 万円未満のものとする。（当該研究開発の成果物に含まれるものは除く。） ・機械装置を外注により試作、改良、据付け、修繕する場合に要する経費
工具器具費		・機械装置等を製作するための工具・器具の借上げに要する経費 ・工具・器具の購入に要する経費 ・工具・器具を外注により試作、改良、据付け、修繕する場合に要する経費
共同研究費**【全補助対象経費の 1/2 未満】**		・大学等との共同研究契約等に基づき当該大学等に支払う経費 ※大学等に現物支給する場合の消耗品費等を含む。
技術指導受入費**【全補助対象経費の 1/2 未満】**		・外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払う経費
試験分析費		・試験又は分析に要する経費 ※例：①開発品の品質等に係る評価試験費（強度評価試験、消臭効果評価試験等） ②開発品の、エコ製品認定基準への適合性検査に係る分析・試験費用（ＪＩＳ規格への適合性検査試験費用等）
委託・外注費**【全補助対象経費の 1/2 未満】**		・事業遂行に必要な調査等の委託に要する費用（試験分析費を除く） ※例：実証データ取得、マーケティング調査委託、デザイン委託費用 ・設計、ソフトウェアのプログラミング、原材料の再加工を外注する場合の費用 ※機械装置又は工具器具を外注する場合を除く。

※消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象経費には含まれない。
※借上げに要する経費については、当該年度内支出部分のみを対象とする。